



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和4年1月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D O O 4 2 (2) ア中「肺癌における E G F R 遺伝子検査、R O S 1 融合遺伝子検査、A L K 融合遺伝子検査」を「肺癌における E G F R 遺伝子検査、R O S 1 融合遺伝子検査、A L K 融合遺伝子検査、B R A F 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、ME T e x 14 遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 2 (4) ア中「肺癌における B R A F 遺伝子検査、ME T e x 14 遺伝子検査、R E T 融合遺伝子検査」を「肺癌における B R A F 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、ME T e x 14 遺伝子検査 (次世代シーケンシング)、R E T 融合遺伝子検査」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D004-2に次を加える。

- (26) 肺癌患者に対してEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びMETex14遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合は、本区分の「注1」の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
- 4 別添1第2章第3部第1節第1款D023に次を加える。
 - (30) 肺炎クラミジア核酸検出
 - ア 肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAMP法により肺炎クラミジア核酸検出検査を実施した場合は、本区分の「10」百日咳菌核酸検出を準用して算定する。
 - イ 本検査と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体、「10」クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体若しくは「26」クラミドフィラ・ニューモニエ I g M 抗体又は区分番号「D 0 2 3」 微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号) 改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 $D000 \sim D004$ (略) $D000 \sim D004$ (略) D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査 D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (1) (略) (2) 「1 | の「イ」の「(1) | 医薬品の適応判定の補助等 (2) 「1 | の「イ」の「(1) | 医薬品の適応判定の補助等

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により肺癌におけるEGFR遺伝子検査又は大腸癌におけるRAS遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。

2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により肺癌におけるEGFR遺伝子検査又は大腸癌におけるRAS遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合 遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝 子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METe x14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)

イ~オ (略)

- (3) (略)
- (4) 「1」の「 α 」処理が複雑なものとは、次に掲げる 遺伝子検査のことをいい使用目的又は効果として、医 薬品の適応を判定するための補助等に用いるものと して薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品 又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等によ り行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBR AF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日ま での間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のもの を算定できるものとする。

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケ ンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シー ケンシング)、RET融合遺伝子検査

イ~エ (略)

- $(5)\sim(25)$ (略)
- (26) 肺癌患者に対してEGFR遺伝子検査、ROS1融 合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝 子検査及びMETex14 遺伝子検査をリアルタイム PCR法により同時に実施した場合は、本区分の「注 1 | の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合 算した点数を準用して算定する。

 $D005\sim D022$ (略)

D023 微生物核酸同定·定量検査

 $(1)\sim(29)$ (略)

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合 遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査

イ~オ (略)

- (3) (略)
- (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる 遺伝子検査のことをいい使用目的又は効果として、医 薬品の適応を判定するための補助等に用いるものと して薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品 又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等によ り行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBR AF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日ま での間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のもの を算定できるものとする。

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14 遺伝子検査、RET融合遺伝子検査

イ~エ (略)

(5)~(25) (略)

(新設)

D005~D022 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(29) (略)

(30)	肺炎ク	ラ	3	ジア	核酸検出

- ア 肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAM P法により肺炎クラミジア核酸検出検査を実施し た場合は、本区分の「10」百日咳菌核酸検出を準用 して算定する。
- イ 本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体、「10」クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体若しくは「26」クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体又は区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。

(新設)